

1 交付申請書の提出

令和3年5月14日（金）午後5時必着（持参又は郵送）

2 交付決定通知

県は、5月下旬の審査会から14日以内に交付決定を行います。

3 事業開始

交付決定後、事業活動を実施してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】県の承認が必要です。
事業予定内容から変更があった場合は、ひとまず担当者へご連絡ください。

4 事業の完了

遅くとも令和4年3月31日（木）までに事業を完了させてください。

事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。

5 実績報告書の提出

完了・廃止・中止から20日以内に提出してください。

6 額の確定通知

実績報告から原則20日以内に額の確定を行います。

7 補助金の支払

額の確定通知書を発出してから、概ね2週間以内に支払います。
指定された口座に振り込みます。

8 書類の保存

補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を保存してください。

- ・補助金等の出納の状況
- ・対象事業の遂行の状況
- ・対象事業に係る収入及び支出の状況